

※ 県の住宅用太陽光発電設備の補助金の募集は平成26年3月末で終了しております。

鹿児島県太陽光発電設備等普及推進事業（住宅用）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、地球を守る低炭素社会の実現を目指し、太陽光発電普及の一層の促進を図るため、予算の定めるところにより住宅用太陽光発電設備を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が行う住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業の対象となる者のうち、鹿児島県内の自ら居住又は居住する予定の住宅に、太陽光発電設備を設置（住宅の新築に合わせた設置を含む。）し、若しくは太陽光発電設備が設置された鹿児島県内の建売住宅を購入し、自ら電力会社と電力受給契約（申込時においては電灯契約）を結ぶ者であり、県税の滞納がない者とする。

2 この要綱及び鹿児島県住宅用太陽光発電普及推進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助を受けたことがある者は、この補助金の申請をすることができない。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、第4条に定める要件に適合する住宅用太陽光発電設備（以下「対象システム」という。）の設置に要する費用であって別表1に掲げる費用とする。

（補助対象システム）

第4条 補助対象システムは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの
 - ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）
 - イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。）
- (3) 次に掲げる性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの
 - ア 太陽電池モジュールの変換効率が、別表2に定める値以上であるもの
 - イ 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証

を受けているもの、J I Sに基づく試験により認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合もJ-PECにより登録されたもの

ウ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの

エ メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されているもの

- (4) 補助対象経費が、J-PECの定める額以下の太陽光発電システムであるもの。ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表3で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から、控除することができるものとし、また、次のいずれかに該当する地域に設置する太陽光発電システムにあつては補助対象経費から1件あたり5万円を控除することができるものとする。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

- (5) 電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約が結ばれていること。
(6) 設置前において、使用に供されていないものであること。
(7) J-PECが定める住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業技術仕様書（平成23年11月25日制定 J-PEC第1110-0059号）及び住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業技術仕様書（平成24年4月18日制定 J-PEC第1210-0063号）の要件に適合するもの

（補助金の額）

第5条 県が交付する補助金の額は、別表4に示す1kWあたりの補助金単価に、対象システムを構成する太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とし、上限を8万円とする。なお、太陽電池の公称最大出力が10kW以上の場合は、9.99kWとして算出する。ただし、第6条第3項に規定する受理通知書に記載の補助金申込受理額、及び補助金単価を超えることはできない。

（補助金の申込）

第6条 補助金の交付申請を行おうとする者は、あらかじめ、知事が別に定める期間内に補助金申込書（別記第1号様式）に以下に定める書類を添付して知事に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) J-PECの補助金申込書の写し
 - (2) 県税の滞納がないことを証する書類（納税証明書）
 - (3) その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、前項の申込があつたときは、当該申込内容を審査し、第2条から第4条の規定に該当すると認めるときは、受理を行うものとする。

- 3 知事は、前項の規定により受理を行った場合は、申込受理通知書（別記第2号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。
- 4 知事は、受理後に申込内容に虚偽の記載があることが判明したとき、第2条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は第8条第3項に定める提出期限までに補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出がない場合には、受理を取り消すことができる。

（申込の取下げ）

第7条 補助対象者は、やむを得ない理由により対象システムの設置を中止しようとするときは、別記第3号様式にJ-PECに提出した中止承認申請書の写しを添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請（兼実績報告））

第8条 規則第3条の補助金交付申請書（兼実績報告書）は、別記第5号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金交付申請書（兼実績報告書）に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 住民票（抄本）
 - (2) J-PECの補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し
 - (3) J-PECの補助金申込受理決定通知書の写し
 - (4) J-PECの補助金交付決定通知書の写し
 - (5) その他知事が必要と認めるもの
- 3 第1項の補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出期限は、平成27年3月31日までとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 補助対象者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (3) 補助対象者は、補助事業により取得した財産の処分制限期間内においては、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の確定の通知）

第10条 知事は、規則第3条の補助金等交付申請書（兼実績報告書）を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第7号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条ただし書並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	期 間
補助事業により取得した太陽光発電設備一式	17年

2 補助対象者は、規則第21条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、別記第8号様式により知事に承認の申請をしなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各2部とし、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターに提出するものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条の別に定める期間は、17年とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に交付決定がなされた者に対する補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に交付決定がなされた者に対する補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前受理決定がなされた者に対する補助金の交付は、なお従前の例による。
- 3 ただし、第11条に定める補助金等交付請求書については、従前の様式を使用できるものとし、従前の様式を使用している場合は、補助金等交付請求書中に「地温第」とあるのは「エネ政策」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に受理決定がなされた者に対する補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月12日から施行する。
- 2 この要綱は平成25年5月28日以後の期間に係る申込について適用し、同日前の期間に係る申込及び交付申請については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

補助対象経費の対象となる項目

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）

別表2（第4条関係）

変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの基準変換効率
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

太陽電池モジュールの変換効率の測定方法は、J-PECが定める技術仕様書に定める。

別表3（第4条関係）

工事に関する費用のうち、補助対象経費とならない特殊工事

項目（備考参照）	控除できる上限額
① 安全対策費	1 kW当たり5万円（税抜）
② 陸屋根防水基礎工事	1 kW当たり5万円（税抜）
③ 風荷重対策工事	1 kW当たり2万円（税抜）
④ 塩害対策工事	1 kW当たり1万円（税抜）
⑤ 幹線増強工事	1件当たり10万円（税抜）

（備考）

① 安全対策費

工事内容：屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事。

② 陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事

③ 風荷重対策工事

工事内容：強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事

④ 塩害対策工事

工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事

⑤ 幹線増強工事

工事内容：単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事

別表4（第5条関係）

1 kW当たりの補助金単価

1 kW当たりの補助対象経費（税別）	1 kW当たりの補助金単価	
20,000円を超えて 410,000円以下	①	10,000円
410,000円を超えて 550,000円以下	②	7,500円

※ 補助金交付申請書（兼完了報告書）提出時に、1 kWあたりの補助単価を、①から②に変更することがあるが、②から①に変更することは認めない。